

## 国産濃厚飼料の実証計画（〇〇年度）

### 1 補助事業者の概要

補助事業者名	
所在地	
代表者	

### 2 現在の取組状況と事業目的

取組状況	
事業目的	

### 3 取組の推進体制

	(都道府県、市町村、関係団体等と連携した事業の推進体制について記載する。)
--	---------------------------------------

### 4 国産濃厚飼料生産技術実証の取組

課題	(国産濃厚飼料の生産等に係る課題について記載する。)
実証計画	(課題の解決策とそのための実証計画について記載する。)

### 5 国産濃厚飼料生産技術実証の実施状況と目標

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)
作付面積 (ha)					
単収 (kg/10a)					
生産コスト (円/ha)					

※子実用とうもろこしの単収は水分率 15%を目安とした乾燥後の数値を記載すること。  
乾燥させない場合は、水分率 15%換算で計算した数値を記載すること。

参考 水分率 15%の単収に補正する計算の例

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{1} \text{ (乾燥前の単収)} \times (100 - \text{(乾燥前の水分率)}) \div 100 = \text{(乾物重)} \\ \textcircled{2} \text{ (乾物重)} \div ((100 - 15) \div 100) = \text{(水分率 15\%換算の単収)} \end{array} \right\}$$

### 6 国産濃厚飼料供給先（供給予定先）

供給先農家名	市町村名	供給数量	畜種	販売価格

### 7 取組効果を周辺地域等へ普及させる取組

普及の取組	(1) 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催 ( ) (2) 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布 ( ) (3) ウェブサイトや機関誌等への掲載による取組事例等の周知 ( ) (4) ほ場展示器具の設置 ( ) (5) その他 (内容: ) ( ) 注1: (1) から (5) までの1つ以上を選択し、( ) 内に○を記載すること。 注2: その他の場合には、(内容: ) 内に取組内容を記載すること。
具体的な内容	(取組効果を周辺地域等へ普及させる取組の内容について記載する。)

### 8 実証に必要な施設の整備計画

名称	型式	〇〇年度 (整備年度)		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度 (目標年度)		備考
		稼働日数	作付面積	稼働日数	作付面積	稼働日数	作付面積	稼働日数	作付面積	

※ 稼働日数及び作付面積については、4の実施状況に基づき、導入年度から3年間及び目標年度を対象に記載すること。

### 9 事業計画

(千円)

区分	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	
	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
(1) 国産濃厚飼料生産技術実証推進						
(2) 国産濃厚飼料生産技術実証						
計						

### 10 事業実施計画 (〇〇年度)

(千円)

区分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	自己資金	
(1) 国産濃厚飼料生産技術実証推進					
(2) 国産濃厚飼料生産技術実証					
計					

※ 本年度の具体的な事業実施計画を記載する。

### 11 カビ毒検査体制

検査時点	検査方法及び検査したカビ毒の種類	備考
飼料生産時点	(フモニシンについて〇〇にカビ毒検査を依頼。/デオキシニバレノールについてカビ毒検査キット〇〇で実施。)	
飼料利用時点		

※ カビ毒検査を行う場合は、内容を記載する。

12 配合飼料価格安定制度の加入状況確認

配合飼料価格安定制度の加入状況の確認を行った場合はチェックを入れる。

13 水田農業高収益化推進計画の確認

(1) 「水田農業高収益化推進計画」に子実用とうもろこし（飼料用に限る）が位置付けられており、本事業において、水田で子実用とうもろこしの生産に取り組む場合はチェックを入れる。

(2) 「水田農業高収益化推進計画」に子実用とうもろこし（飼料用に限る）が位置付けられておらず、本事業において、水田で子実用とうもろこしの生産に取り組む場合はチェックを入れる。

14 添付書類

- ・ 補助事業者規程、会計規程、構成員名簿、施設等に係る諸規定
- ・ 耕作地地図等
- ・ 補助事業者収支計画及び推進体制
- ・ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(注1) 農林水産省畜産局長が別に定める公募要領による応募申請書の提出時に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

(注2) 事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の補助事業者にあつては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。